

## 公立大学法人青森公立大学中期目標期間評価実施要領

平成 27 年 2 月 12 日決定  
青森市地方独立行政法人評価委員会

### 第 1 趣旨

「青森市地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針」に基づき、青森市地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### 第 2 中期目標期間評価の実施方法

中期目標期間評価は、法人が、当該中期目標期間における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（様式 1）を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等を実施し調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書（様式 2）を作成することにより実施する。

### 第 3 法人による自己評価

#### 1 小項目別評価

法人は、中期目標に定めた最小項目（以下「小項目」という。）ごとに、当該中期目標期間における中期計画の業務の実績を記載するとともに、中期目標の達成状況を次の 4 段階により自己評価し、その評価理由を明らかにする。

- A：中期目標を上回って達成している。
- B：中期目標を十分に達成している。
- C：中期目標を十分には達成していない。
- D：中期目標を達成していない。

#### 2 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）の内容を踏まえ、中期目標に定めた次の事項（以下「大項目」という。）ごとに、中期目標の達成状況について、記述式により市民がわかりやすい自己評価を行う。

ただし、教育研究に関する項目の自己評価に当たっては、認証評価機関の評価結果も踏まえるものとする。

- ①教育研究等の質の向上に関する目標（教育）
- ②教育研究等の質の向上に関する目標（研究）

- ③教育研究等の質の向上に関する目標（地域貢献）
- ④業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ⑤財務内容の改善に関する目標
- ⑥自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
- ⑦その他業務運営に関する重要目標

### 3 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により市民がわかりやすい総合的な自己評価を行う。

## 第4 評価委員会による評価

### 1 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、中期目標の達成状況について、総合的な調査・分析を行う。

### 2 項目別評価（大項目別評価）

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに、中期目標に掲げる事項ごとに、中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。なお、教育研究については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な評価を行う。

- 5：中期目標の達成において特筆すべき状況にある。
- 4：中期目標を達成している。
- 3：中期目標をおおむね達成している。
- 2：中期目標の達成においてやや不十分な状況にある。
- 1：中期目標の達成において著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

### ○ 評価の目安

#### 「5」と評価する場合

- ・小項目別評価がすべて A 又は B であり、かつ、業務の実績に特筆すべき取組があると、評価委員会が特に認める場合

#### 「4」と評価する場合

- ・小項目別評価がすべて A 又は B であり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合
- ・小項目別評価がすべて A 又は B ではないが、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

#### 「3」と評価する場合

- ・小項目別評価における A 又は B ではなく、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合

#### 「2」と評価する場合

- ・小項目別評価に不十分な項目が複数あり、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合
- 「1」と評価する場合
- ・中期計画の達成において重大な未達成項目があると、評価委員会が特に認める場合

※評価に当たっては、法人を取り巻く諸事情等についても勘案の上、総合的に判断する。

### 3 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により市民がわかりやすい総合的な評価を行う。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

## 第5 中期目標期間評価の実施スケジュール

中期目標期間評価は、原則として、次のスケジュールにより実施する。

- 6月 業務実績報告書を受理
- 7月 業務実績報告書等に基づく調査・分析
- 8月 中期目標期間評価の決定（業務実績評価書の作成）  
評価結果の法人への通知並びに市長への報告及び公表

(様式1)

公立大学法人青森公立大学

第 期中期目標期間業務実績報告書  
(平成 年度～平成 年度)

平成 年 月

公立大学法人青森公立大学

○ 法人の概要

以下の構成を基本とし、簡潔に記載すること。また、原則として当該年度末現在の内容とすること。ただし、学校基本計画の記載事項については当該調査の内容とすること。

- ①基本的情報（法人名、所在地、設立団体、設立年月日、沿革等）
- ②組織・人員情報（組織図、役員名簿、教職員数等）
- ③学生に関する情報（学部等の構成、学生数等）

○全体評価（全体的実施状況）

- ①項目別実施状況を踏まえつつ、業務の全体的な実施状況について記載し評価すること。
- ②機動的・戦略的な取り組みについて積極的に記載すること。
- ③わかりやすい表現で評価すること。

○項目別実施状況等

わかりやすい表現で評価すること。

(様式2)

**公立大学法人青森公立大学**

**第 期中期目標期間業務実績評価書**  
**(平成 年度～平成 年度)**

**平成 年 月**

**青森市地方独立行政評価委員会**